

お知らせ

自動車税・軽自動車税の環境性能割が10月から始まります

10月の消費税率引上げに合わせて、自動車・軽自動車の取得時に課税される自動車取得税(県税)が廃止になります。

これに替わる税として、新たに環境性能割が創設されました。環境性能割は、令和元年10月1日以後の自動車・軽自動車の取得に対して課税されるもので、それぞれ自動車税環境性能割(県税)・軽自動車税環境性能割(市税)となります。

軽自動車税環境性能割の概要については以下のとおりです。

また、この改正に伴い、現行の軽自動車税は軽自動車税種別割に名称が変わります。

〈軽自動車税環境性能割〉

◇納める人 三輪以上の軽自動車を取得した人。ただし、割賦販売などで購入し、所有権がまだ売主(ディーラー等)にあるときは、その軽自動車の買主である使用者です。

◇納める額 $\text{税額} = \text{①取得価額} \times \text{②税率}$

①取得価額 無償取得などの場合は、通常の取引価額が取得価額となります。取得価額が50万円以下の場合は、課税されません。

また、軽自動車取得などの際、エアコン、ステレオ等の取付用品を合わせて取得した場合には、その価額も取得価額に含まれます。

②税率 軽自動車の燃費性能、用途に応じて以下の税率が設定されています。

燃費性能等	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準+20%達成車		
★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車	1.0%	0.5%
★★★★かつ2020年度燃費基準達成車		
★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成車		
上記以外	2.0%	2.0%

※令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用の軽自動車は税率が1%分軽減されます。

◇申告方法と納め方

従来の自動車取得税と同様、軽自動車検査協会で軽自動車の登録や届出をする際に申告し、同時に税金を証紙で県へ納めます。

【軽自動車税に関するお問い合わせ】

問 本庁 税務徴収課市民税G ☎52-1111 内線239

ピロリ菌の検査を受けたことがありますか？～早期発見のための胃内視鏡検診～

ピロリ菌は胃がんの主な原因のひとつですが、症状が出る前に除菌することで、胃がんを防ぐことにつながります。

市では、胃がんの早期発見・予防を目的とし、胃内視鏡検診の受診と同時に、ピロリ菌の感染を調べる検査(血液検査)も実施しています。(市の検診では、ピロリ菌の検査だけを受けることはできません。ご了承ください。)

○今年度は、下記の年齢の方が対象者です。

51歳、55歳、61歳、65歳、71歳、75歳、81歳、85歳、91歳、95歳、101歳(令和2年3月31日時点での年齢)

住民健診時期に合わせて配付する案内をご確認のうえ、申請書を提出してください。また、81歳以上の対象者で検診を希望する場合は、健康推進課へお問い合わせください。

申請期間：令和2年1月20日必着(受診期限：令和2年2月29日)

【既に申請済みの方へ】

「あとで受けようと思っていたら、忘れてしまった!」「期限が過ぎてしまった!」

とならないよう、できるだけ早めに受診してください。

年末・年明けは混雑が予想され、希望日の受診が難しくなる可能性もあります。

申込・問 かがやき 健康推進課健康推進G ☎54-7121

